

※2 単身申し込み資格者

次のいずれかに該当する場合、2DK以下（1LDK含む）については、単身で申し込みます。

- (1) 男女とも満60歳以上の方。
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である方。
 - ① 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害のある方。
 - ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの障害のある方。
 - ③ 精神障害の程度に相当する知的障害者の方。
- (3) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する者で、障害の程度が恩給法別表1号表の2の特別項症から第6項症まで又は別表1号表の3の第1款症の方。
- (4) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。
- (5) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の方。
- (6) 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して、5年を経過していない方を含む世帯。
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- (8) 配偶者暴力等防止法第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方。
 - ① 配偶者暴力等防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護の終了した日から起算して5年を経過していない方。
 - ② 配偶者暴力等防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行い、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- (9) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とされたもの。
- (10) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第23条第122号）第20条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの。
- (11) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25条）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの。